

「こども110番のいえ」 対応マニュアル（登録者向け）

～地域の子どもは、地域みんなで守りましょう～

～地域の皆様の温かいまなざしが、子どもたちを危険から守ります～



令和3年2月作成

千葉県 こども未来局 こども未来部 健全育成課 育成班

TEL 043-245-5973

FAX 043-245-5995

E-mail kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp

目 次

1	「こども 110 番のいえ」にご協力いただく皆様へ.....	3
	(1) 「こども 110 番のいえ」とは.....	3
	(2) 普段からお願いしたいこと	3
	(3) 子どもが駆け込んで来たときをお願いしたいこと	4
2	「こども 110 番のいえ」活動見舞金について.....	5
3	「こども 110 番のいえ」終了のお申し出について.....	6

※本マニュアルでは、主に協力いただく個人宅を想定して記述しますが、コンビニエンスストア等の店舗や事業所等においても、同様の活動をお願いしております。

1 「こども 110 番のいえ」にご協力いただく皆様へ

(1) 「こども 110 番のいえ」とは

「こども 110 番のいえ」にご協力くださいますとありがとうございます。

子どもを犯罪から守るためには、警察はもとより、地域住民・学校関係者・ボランティア等が相互に連携し、子どもたちが安全に暮らせるまちづくりを推進して、地域社会で子どもたちを守ることが必要になります。

「こども 110 番のいえ」は、子どもたちの登下校中、あるいは放課後等に、不審者・変質者や痴漢等の被害に遭った、または遭いそうになり身の危険を感じたときに駆け込むことができ、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくための場所です。

また、地域ぐるみで防犯に取り組む姿勢を示し、犯罪等の抑止力としての機能もあります。

千葉県では 2020 年 4 月現在で、約 9,000 件の個人・お店・事務所の方にご協力いただいています。

(2) 普段からお願いしたいこと

① 「こども 110 番のいえ」のプレートを、子どもたちからよく見えるところに掲示してください。

- ・子どもの目線から見えやすいか、物の影になっていないか等を確認してください。
- ・プレートが色落ちしたり、壊れてしまった場合は、最寄りの中学校へ連絡してください。交換いたします。

② 子どもたちとのコミュニケーションを大切にしましょう。

- ・子どもたちは「知らない家に駆け込みにくい」という気持ちを持っています。登下校中等子どもの姿を見かけたら、「おはよう、こんにちは」等声をかけ、普段のコミュニケーションを大切にしてください。

③ 店舗・事業所で登録いただいた方は、従業員の皆様への周知をお願いします。

- ・アルバイトの方を含む従業員の皆様「こども 110 番のいえ」について周知いただき、子どもが駆け込んできた際の対応などをご確認ください。

(3) 子どもが駆け込んで来たときをお願いしたいこと

- ① 子どもを早く中に入れ、ご自宅の場合は入口の鍵を閉めてください。
 - ・不審者（犯人）に追いかけている可能性もありますので、可能な限り早めに子どもを入れてください。
- ② まず、ご自身が落ち着いて対応してください。
 - ・話を聞く側があわてたり興奮したりしないよう、まず自分が落ち着いて、話を聞いてあげてください。
- ③ 子どもを落ち着かせてください。
 - ・「もう大丈夫だよ」等やさしく声をかけて、子どもを落ち着かせてあげてください。
- ④ 子どもから話を聞いてください。
 - ・子どもが話しやすいよう、静かな場所で、椅子に掛けさせるなどして子どもと同じ目線でゆっくり話をしてください。
 - ・子どもの様子（気分が悪くないか、けがをしていないか）を確認してください。
 - ・確認する内容

①何があったのか？ ②いつ？ ③どこで？ ④犯人（不審者）の特徴は？⑤あなた（避難した子ども）について（住所・氏名・年齢・学校名・電話番号等）

- ⑤ 関係機関へ連絡をしてください。
 - ・警察（110番）、学校、子どもの保護者、必要に応じ救急（119番）や児童相談所（189番）へ連絡をしてください。
 - ・警察への通報は、ご自身が「こども110番のいえ」協力者であることを告げ、あなたの住所・氏名等を伝えてから、確認した内容を説明してください。
 - ・避難した子どもが落ち着いていて自分で話ができる場合には、直接本人から110番させてください。
 - ・各小・中学校の電話番号については、市教育委員会のホームページでご確認いただけます。

<https://www.city.chiba.jp/kosodate/hoiku-kyoiku/shiengakko/gakkoichiran/index.html>

⑥ 登録元の中学校へ、駆け込み状況の報告をしてください。

- ・上記⑤の対応終了後、「こども 110 番のいえ」の登録を行った先の中学校へ、まず電話にてご連絡の上、『「こども 110 番のいえ」駆け込み状況報告書』（最終ページにあります）を郵送または FAX にて提出してください。
- ・活動に際して、人や物に被害があった場合、見舞金を支払うことができる場合があります。詳しくは下記「2 「こども 110 番のいえ」活動見舞金について」を参照してください。

【活動上の注意点】

- ①緊急避難した子どものプライバシーを尊重し、子どもから聞いた内容などについては公表しないでください。
- ②子どもの立場にたった思いやりのある対応を心がけてください。
- ③自分で犯人（不審者）に立ち向かうなどの行動は、決してしないようにしてください。

2 「こども 110 番のいえ」活動見舞金について

「こども 110 番のいえ」の活動の中で、協力者の方が活動に際して、不審者等の加害行為によって傷害を被ったり、登録建物や建物内の動産が壊されたり、盗まれた場合、協力者またはその家族等に「見舞金」を支払うことができる場合があります。

上記 1（3）⑥によりご報告いただいた内容をもとに、市健全育成課から保険会社に連絡いたします。この件に関し、保険会社から確認連絡がなされる場合もありますので、よろしく願いいたします。

見舞金の具体的な内容は、次ページのとおりです。

※協力者には、登録されている方やその住居に同居している方、登録している店舗で働く従業員（アルバイトを含む）も含まれます。

◇ 見舞金の内容（令和２年度）

（１）傷害見舞金

本運動に直接関連して協力者等が傷害を被った場合。

（協力者等１人１事故あたり）

ア 死亡した場合	４００万円
イ 後遺障害を被った場合	
①重度後遺障害	４００万円
②中度 〃	１２０万円
③軽度 〃	１２万円
ウ 入院した場合	２万円
エ 通院した場合	４千円

（２）財物損壊見舞金

（協力者等１人１事故あたり）

本運動に直接関連して、登録建物または登録建物内の動産が損壊した場合 １万円

見舞金に関しご不明な点がございましたら、千葉市こども未来局こども未来部健全育成課育（TEL：043-245-5973）までご連絡ください。

3 「こども 110 番のいえ」終了のお申し出について

「こども 110 番のいえ」の登録の取りやめを希望される場合は、「こども 110 番のいえ」の登録を行った先の中学校へ、電話等によりお申し出ください（お申し出に係る書式はございません）。

なお、その際、掲示いただいているプレートはご自身で取り外していただいた上、処分いただきますようお願いいたします（中学校において処分を希望される場合は、お手数ですがプレートを中学校までご持参またはご郵送ください）。

「こども 110 番のいえ」 駆け込み状況報告書

作成日 年 月 日 (曜日)

1 事件の内容について

発生日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分頃
被害児童・生徒	学校 年生 (歳) 氏名 (男 ・ 女)
状況	(連れ去り・わいせつ・声かけ・つきまとい・その他)
関係機関への連絡	警察 (1 1 0 番) 済 ・ 無 救急 (1 1 9 番) 済 ・ 無 学校 (学校) 済 ・ 無 保護者 済 ・ 無 その他 ()

2 報告者(「こども 110 番のいえ」協力者)について

住 所	
氏 名 (事業所の場合は代表者職氏名)	
連絡先	
人・物への被害の有無	有 () 無

(提出先)

「こども 110 番のいえ」に登録した先の中学校あてお願いいたします。
連絡先は、市教育委員会 HP にてご確認ください。

https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/gakuji/list_jhs.html

※なお、人・物への被害があった場合における状況確認等については、市健全育成課または保険会社から別途連絡がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。